

健康保険
の手続き
早分かり

便利で安心な これからの 受診のカタチ

医療機関等の受診はマイナ保険証



● マイナ保険証のメリット



医療費控除の
確定申告が簡単



限度額以上の
窓口支払いが不要



転職や退職時も
切り替え不要



お薬・診療情報の共有※
でより良い医療
※同意した場合のみ



救急時の円滑な
搬送先選定や処置

マイナ保険証の利用には マイナンバーカードの保険証利用登録が必要です

● マイナ保険証の利用登録方法 登録は最初の1回のみです

スマホがあるなら!

スマートフォン

マイナポータル
から手続き



お近くにセブンがあるなら!

セブン銀行ATM

「健康保険証利用の申込み」
から手続き



病院に行く予定があるなら!

医療機関・薬局

受付の顔認証付きカードリーダー
から手続き



※マイナンバーカードをお持ちでない方は最初にマイナンバーカードを取得してください。

マイナ保険証をお持ちでない方は 「資格確認書」で受診できます

資格確認書



マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」が交付されています。資格確認書を医療機関等に提示することで、従来の健康保険証と同様に保険診療を受けることができます。

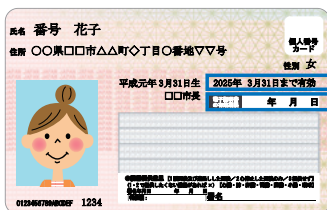
※資格確認書を紛失・破損された方、マイナ保険証を解約した方、マイナンバーカードを紛失・更新中の方などは、申請により資格確認書を発行いたします。

※マイナ保険証をお持ちの方が、念のために持っておきたいとの理由で申請することはできません。

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限にご注意ください

マイナ保険証には、カード本体と、搭載されている電子証明書の2つの有効期限があります。

● 有効期限の確認方法



① マイナンバーカード本体の有効期限

発行から10回目の誕生日まで ※発行時18歳未満は5回目の誕生日まで。

② 電子証明書の有効期限 ※任意記入のため空白の場合があります。

発行から5回目の誕生日まで

電子証明書の有効期限は、マイナポータルからも確認できます。



マイナポータル

● 更新方法

有効期限の2~3カ月前をめぐに「有効期限通知書」が送付されますので、内容を確認して更新手続きを行ってください。更新にかかる手数料は無料です。

マイナンバーカードの更新方法

① 以下のいずれかの方法で事前申請

スマホor
パソコン

証明写真機

郵送

② 申請後、交付通知書が届いたら、市区町村窓口で交付を受ける

電子証明書の更新方法

① マイナンバーカードと有効期限通知書を持参して、お住まいの市区町村窓口で手続きをする
※有効期限通知書がなくても手続き可能。